

## 所定疾患施設療養費算定状況

令和7年度所定疾患施設療養費算定状況（令和7年4月～令和8年3月）

病名		R7.4月	R7.5月	R7.6月	R7.7月	R7.8月	R7.9月	R7.10月	R7.11月	R7.12月	R8.1月	R8.2月	R8.3月	合計
尿路感染	件数	4	4	1	3	5	2	2	0	1	4	1	3	30
	日数	24	30	7	20	25	17	6	0	5	17	6	15	172
带状疱疹	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肺炎	件数	1	0	0	1	0	3	2	0	0	0	0	2	9
	日数	7	0	0	2	0	25	15	0	0	0	0	14	63
ホウカシキエン 蜂窩織炎	件数	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2
	日数	0	0	0	2	7	0	0	0	0	0	0	0	9
慢性心不全の増悪	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

### ◆所定疾患施設療養費について◆

①所定疾患施設療養費については、肺炎等により治療を必要とする状態になった入所者に対し治療管理として投薬・検査・注射・処置等が行われた場合に、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定するもので1月に連続しない日を10回算定することは認められないものであること。

②所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。

③所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。

- イ.肺炎
- ロ.尿路感染症
- ハ.带状疱疹
- ニ.蜂窩織炎
- ホ.慢性心不全の増悪

④算定する場合にあつては、診断名・診断を行った日・実施した投薬・検査・注射・処置の内容を診療録に記載しておくこと。

⑤当該加算の算定開始後は、治療の実施状態について公表することとする。

公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

⑥当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容を含む研修を受講していること。

ただし、感染症対策に関する十分な経験を有する医師については、感染症対策に関する研修を受講した者とみなす。